入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧下さい。

	工事名	総務省第二庁舎(23)エレベーター設備改修工事
	工事種別	機械設備工事
	工事場所(都県)	東京都
工事場所(市区町村)		東京都新宿区若松町 95-1
工事概要		敷地面積 24,140m2 1. 建 物 1)第二庁舎 構 造:鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階 地下2階 塔屋2階 建築面積:約4,900m2 延べ面積:約34,800m2 用 途:事務所・庁舎 工事内容:エレベーター設備、撤去工事
担当事務所		東京第一営繕事務所
公告日/期限日/開札日		R 5. 6. 30 / R 5. 7. 14 / R 5. 8. 25
	工期	契約締結の翌日から令和8年1月30日 指定部分1 令和6年12月27日まで(1~3号機) 指定部分2 令和7年4月30日まで(8号機)
入札契約方式/落札方式		一般競争入札(標準型)/総合評価落札方式(施工能力評価型 I 型)
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	機械設備工事
	本工事における設備の工場製作に係る設計、工程管理、 検査・試験に関する 体制の証明	本工事における設備の工場製作に係る設計、工程管理、検査・試験に関する体制を証明できること。
要	企業の施工実績等	平成20年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)なお、同種工事の施工実績は建築物における施工実績に限る。また、建築一式工事における施工実績は認めない。 (ア)エレベーター設備のシステム一式(機器等の施工を含むものに限る。)の更新又は新設工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、実績として認めない。 上記(ア)の実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事(地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあっては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあっては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。 経常建設共同企業体にあっては、構成員のそれぞれが上記(ア)の施工実績を有すること。なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本発注工事に専任で配置できること。なお、専任を要しない期間は、契約締結の翌日から令和5年9月25日(月)までを予定する。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

- 1) 主任技術者は、下記のいずれかの資格を有する者であること。
 - ①建設業法第7条2号イ、ロで定める者(イについては、建築学、機械工学又は電気工学に関する学科を修めた者)
 - ②技術士に合格した者 (機械部門又は総合技術監理部門 (選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。))

監理技術者にあっては、下記のいずれかの資格を有する者であること。

- ③建設業法第15条第2号ロで定める者
- ④技術士に合格した者 (機械部門又は総合技術監理部門 (選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。))
- 2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記(ア)の要件を満たす同種工事の経験を有すること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)

なお、同種工事の工事経験は建築物における工事経験に限る。また、建築一式工事における工事経験は認めない。

(ア) エレベーター設備のシステム一式 (機器等の施工を含むものに限る。) の更新又は 新設工事

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、経験として認めない。

上記(ア)の経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事(旧地方建設局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあっては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあっては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上 記の工事経験を有していればよい。

なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験 のみ同種工事の経験として認める。

- 3) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- 4) 配置予定の主任(監理) 技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、 その旨を明示することができる資料を別記様式-1-1で求めており、その明示がなされな い場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

配置予定技術者の 資格、工事経験等

「総務省第二庁舎(23)エレベーター設備改修工事」の概要(参考)

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧下さい。

【工事の概要】

本工事は、総務省第二庁舎(東京都新宿区若松町 9 5 - 1)において、エレベーター設備の更新・新設をおこなう工事です。

(1)主な工事内容

- ・既設エレベーター 6台 撤去・新設 新設エレベーター 1台 エレベーター監視盤の新設をおこないます。 (既設撤去は別途)
- ・電気設備工事は別工事でおこないます。

(2)施工時期、施工条件

- ・施工条件、施工日、施工時間については、現場説明書(現場及び技術に関する事項)を参照
- ・仮設足場及び養生については仮設備計画図を参照 (K-001~002)

(3)その他留意点

・別契約工事(発注済み) 総務省第二庁舎(22)建築改修その他工事 令和5年2月契約

【実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等】

(1)実態を踏まえた積算の運用

・法定福利費相当額が反映された実態を踏まえた価格設定を行います。

(2)入札時積算数量活用方式の適用

・発注者が示す入札時積算数量書を活用して入札に参加できます。

(3)施工条件等の円滑な協議

・契約後発生した新たな調査や条件について、監督職員との協議となります。 (請負代金額の変更が必要と判断された内容は設計変更の対象です。)

(4)工事関係図書等の効率化

・本工事では必要最小限の工事関係図書等とし、その工事関係書類の書式は次よりダウンロードできます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/eizen_gijyutu00000018.html

(5)週休2日促進工事の適用

・本工事は発注者が発注者へ週休2日に取組むことを指定する発注者指定方式を適用します。

(6)主任技術者又は監理技術者の扱い

・現場施工に着手するまでの期間 (開札から30日間を予定) は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への**専任を要しません。**

(7)適切な工期の確保について

・本工事においては、資機材及び機器等(以下、「機器等」という。)について、標準的な納期を元にした工期としています。昨今の機器等の納期遅延により、工期内に工事が完成できない等、工期の延期等についての申し出等があった場合には、適切に協議に応じ、工事の一時中止等の適切な措置、及び状況に応じて必要な契約変更を実施します。